

「第 1 2 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について (案)」
 の主な変更点等について

令和 5 年 1 2 月 1 日
 研究計画・評価分科会事務局

1. 主な変更点について

主な変更点	該当ページ
1. 分野別委員会等の所掌に属さない課題の評価に関する整理	
①研究計画・評価分科会に設置されている部会の所掌に属する課題の評価については、研究計画・評価分科会運営規則に基づいて調査審議を付託するとともに、部会の議決をもって研究計画・評価分科会の決定とすることを明示。	5
②国際戦略委員会は分野別委員会等に位置付けられていないため、同委員会を「必要な専門家から組織される評価委員会」であることを確認したうえで、同委員会で実施された課題の評価を研究計画・評価分科会で審議を行っていたが、円滑に同委員会の評価結果を研究計画・評価分科会において評価できるように、予め同委員会の位置づけを明示。	5
2. 施策見直し方法の妥当性に関する補足説明	
①個別事業で設定されるステージゲートも含まれることを明記。	6
3. フォーマット記載内容の変更	
①長期にわたって実施する研究開発課題を想定して、指摘事項に対する対応状況については、事前評価結果時又は直近の中間評価結果時を記載するよう変更。	21

2. その他

評価票の適用時期：

- ・令和 6 年度に実施の事前、中間及び事後評価から適用する。